

木津川市情報公開・個人情報保護審査会会議録

会 議 名	木津川市情報公開・個人情報保護審査会
日 時	平成20年11月21日（金） 午後4時00分～午後6時00分
場 所	本庁 3-1、3-4会議室
出席者	審査会 宮川孝広会長 高橋良成委員 三上かず子委員 吉川和秀委員 木村千津子委員 説明員 行政委員会事務局 新田局長 藤岡補佐 議会事務局 森岡局長 阪口局長補佐 事務局（総務課） 川西総務部長 屋敷課長 小池課長補佐 前田主任

平成20年11月21日開催 木津川市情報公開・個人情報保護審査会

1 開会

2 議事

(1) 意見照会について

① 「個人情報の漏洩についての申し入れ」について

(2) その他

① 木津川市個人情報保護条例の一部改正について

② 情報公開・個人情報保護制度の運用状況について

③ その他

上記審査会の会議結果について次のとおり報告します。

1 開会

2 議事

(1) 意見照会について

① 「個人情報の漏洩についての申し入れ」について

平成20年11月4日付けで市民4名による連名で「個人情報の漏洩についての申し入れ」という表題で、木津川市長、木津川市代表監査委員、木津川市議会議長あてに申し入れがありました。内容は、平成20年7月14日及び平成20年8月8日付けで提出された住民監査請求書及びこれに係る一連の監査を実施する中で行われた個人情報の取扱いについて問題があるとして、木津川市個人情報保護条例（平成19年木津川市条例第8号。以下「条例」という。）第38条に規定する是正の申し出をされているものです。

本件申し出を受け、代表監査委員及び議会議長から木津川市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し両機関が行った事務手続きにおける個人情報の取扱いについて意見照会がなされました。

審議における主な意見は次のとおりです。

確認事項

是正申出人の主張

- ・ 是正申出人が監査委員に提出した住民監査請求書及び監査結果報告書を個人が特定できる状態のままで市の他の実施機関に送付したことは、

公益上の必要性も法的根拠も存在しないものである。これは個人情報の漏洩であり違法な目的外利用である。

- ・ 今回のような事案は、住民監査請求人に対する圧力となり、市民の監査請求権の行使を萎縮させる可能性を持つものである。ひいては住民訴訟の行使権をも制限する危険性を内在している。
- ・ 以上のことから、本件事案の原因を究明し、必要な措置を講じた上で再発防止を図られたい。

実施機関の主張（監査委員（行政委員会事務局））

- ・ 監査の実施に関し、法令等において細部までは規定されておらず、監査対象部局への個人名が含まれる職員措置請求書（写）の送付については、正確かつ迅速な監査の実施のために従来からの取扱いとして行ってきたものであり、あくまでも一連の監査事務の目的の範囲内で行っているものとする。
- ・ 監査結果の報告についても、公表については法定されているものの、細部については規定されておらず、従来からの取扱いとして監査請求人の住所及び氏名を記載した監査結果報告書を市内3ヶ所の掲示板に公表するとともにその写しを市長、議会及び関係部局へ通知しているものである。

実施機関の主張（議会（議会事務局））

- ・ 政務調査費に関して送付された監査結果報告書における監査委員の意見については、議会として検討すべき課題であるとの認識した。検討するに当たり、全議員の意見を聴取するため、その結果の写しをそのまま全議員に配布したものである。
- ・ 議員についても市の個人情報保護条例に規定されている種々の義務が課せられているところであり、この行為は漏洩にはあたらず、監査結果を受けてその内容を検討するという目的で行ったものである。

審議の主な意見

- ・ 是正申出人が問題提起している点は、監査手続き一連の流れ全般に渡っていると考える。
- ・ 監査制度における個人情報の取扱いが法定されていない以上、市の個人情報保護条例に照らし、どのような取扱いが適正なものであるのか検証する必要がある。
- ・ 職員措置請求書（写）の送付については、送付の鑑に目的を明らかにするなどの対応が求められる。今後は、対象部局への送付の仕方についても十分考慮されたい。これは、送付側のみならず、受領側の対応とも関連するものであり、一定の目的は明示されたほうが良い。
- ・ 監査対象部局にとっては、“誰が”という情報も監査内容を調査するに当たり重要な要素の1つであるという考え方もある。これは、住民監

査請求が匿名でなすものではなく、住民の立場から住民の損失を防ぐという公法上、公益性を有する行為であるからであり、監査請求人によって対応を変えろという趣旨からではない。

しかし、昨今の社会的情勢としては個人情報の保護に対する機運が高まっていることも事実であり、地方自治法で規定されている監査制度と個人情報保護条例が求める保護制度との整合性が課題であり、各自治体によって対応が異なる理由であると考えられる。

- ・ 従来からの考え方が問題なく通用していた事項であっても、社会的情勢の変化に応じてその取扱いや対応を改めていくほうが良いのではないか。一定の配慮が必要だと考える。
- ・ 今回の監査実施に当たり、監査請求人の情報が必要不可欠であったかは疑問である。個人情報保護の趣旨から、個人を識別できる情報については原則として目的外利用・外部提供することは不可ではないか。
- ・ 今回の行為については、監査委員と議会との相互間でなされた行為である。両機関とも個人情報保護条例の実施機関に位置付けられており、個人情報の外部提供には該当しない。
- ・ 監査結果報告の公表についても、近時における個人情報保護に対する意識の高まりから請求人を特定できる氏名・住所等の情報は省略するなどの対応を採っている自治体も多いようである。木津川市としても個人情報を保護する観点から同様の配慮を行ったほうが良いのではないか。

審査会の結論

監査委員に対する意見

近隣市の対応や昨今の個人情報保護に対する意識の高まりを考慮し、個人情報の取扱いについて十分配慮して運用する必要があると考えます。

監査委員に対する是正申出への対応

- ・ 監査請求書（写）の送付については、今後は個人情報が特定できない形で送付するなど十分考慮されたい。また、今回配布した監査請求書（写）についても回収し、個人情報を省いた形で改めて送付するなどの措置を講じられたい。
- ・ 監査結果報告書は、監査対象外かつ勧告内容と無関係の機関に対しては通知しない又は個人情報を省略又は記号化するなど十分な配慮をされたい。また、今回の関係機関への通知文については回収を行い、別途個人情報を省いたものを改めて送付するなど必要な措置を講じられたい。
- ・ 今後、監査結果の公表については、監査請求人の個人情報を省略又は記号化するなど十分に配慮して行われたい。

議会に対する意見

議員にも個人情報の取扱いについて義務が課されているものの、取扱

う個人情報項目や内容等について、十分な配慮を行うことが必要であると考えます。

議会に対する是正申出への対応

- ・ 個人情報の取扱いについて慎重を期する観点から一定の配慮が必要であり、今回各議員に配布した監査結果報告書（写）について、回収を行う等の措置を講じられたい。
- ・ また、今後の取扱いについても、監査結果報告書に個人情報が含まれていた場合については、事案に応じて個人情報項目や内容について十分に配慮した取扱いをされたい。

(2) その他

① 木津川市個人情報保護条例の一部改正について

統計法が全部改正されたことに伴い、同法を引用する第44条（他の制度との調整）について改正する必要性が生じたため説明を行い、改正について審査会の了解を得ました。

② 情報公開・個人情報保護制度の運用状況について

平成19年度及び平成20年度（平成20年11月20日現在）の両制度での請求・処理件数など運用状況について報告を行いました。

③ その他

委員の任期について、今年度末までの任期となっておりますが、引き続いての就任をお願いいたしました。

以上